

各 位

みちのくリース株式会社

### 改正消費税法に関するご案内

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「改正消費税法」という）に基づき、2014年（平成26年）4月以降のお客様とのリース料等の消費税の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、案件毎の消費税改正にかかる分類・判定、適用消費税率等につきましては、問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 消費税率改正の概要について

【現行税率】（以下「旧税率」という）

2014年（平成26年）3月31日まで、適用税率：5.0%（内、地方消費税率：1.0%）

【改正施行日以降税率】（以下「新税率」という）

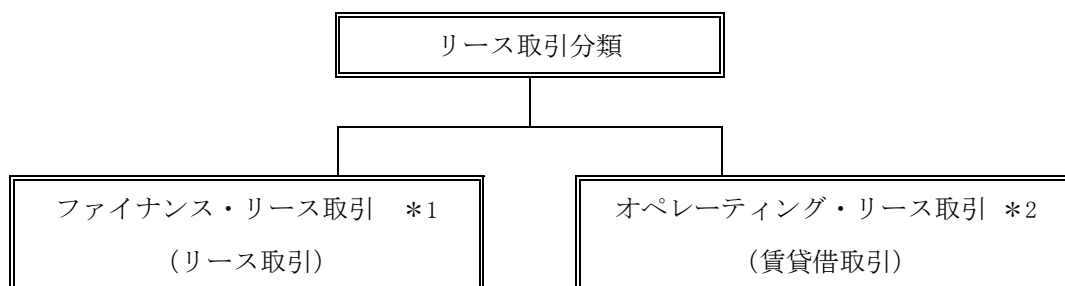
2014年（平成26年）4月1日（改正施行日）以降、適用税率：8.0%（内、地方消費税率：1.7%）

【今後の税率改正予定】

2015年（平成27年）10月1日以降、適用税率：10.0%（内、地方消費税率：2.2%）

##### 2. リース契約の分類および消費税率の判定について

リース契約に関しましては、弊社のリース会社としての判定（貸手判定）に基づき次のとおり分類されます。



\*1 ファイナンス・リース取引とは、中途解約不能かつフルペイアウトのリース取引をいいます。

\*2 オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいいます。

## [ファイナンス・リースの適用消費税率]

### (1) 「資産の譲渡」として取り扱われる契約

- ①2008年（平成20年）4月1日以後の契約において、資産が引き渡された時点、即ちリース契約開始時点での税率で課税関係を判定します。
- ②よって、2014年（平成26年）3月31日までにリース開始となった契約は、旧税率（5.0%）が適用されます。
- ③また、2014年（平成26年）4月1日以後にリース開始となる契約は、新税率（8.0%）が適用されます。

### (2) 「資産の貸付」として取り扱われる契約

- ①2008年（平成20年）3月31日以前の契約において、改正消費税法に定める経過措置（※1）の要件を満たす場合、2014年（平成26年）4月以後のリース料にかかる消費税率は旧税率（5.0%）が適用されます。

※1 改正消費税法附則第5条第4項に定める資産の貸付に係る要件のうち、  
第一号と第三号です。

第一号 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

第三号 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件（※2）に該当していること。

※2 リース料総額が、資産の取得に要した費用及び付随費用の合計額の90%以上であること。

- ②経過措置の要件を満たさない場合、消費税率は新税率（8.0%）が適用となります。

## [オペレーティング・リースの適用消費税率]

「資産の貸付」として取り扱われますので、2014年（平成26年）4月1日以後のリース料にかかる消費税率は新税率（8.0%）が適用されます。なお、弊社とのオペレーティング・リース契約については、経過措置の適用はありません。

## [再リースの場合]

- ① 再リース契約開始日が2014年（平成26年）4月1日以後の場合、再リース料にかかる消費税率は新税率（8.0%）が適用されます。
- ② 再リース契約開始日が2014年（平成26年）3月31日以前の場合で、再リース料を一括支払いする際の消費税率は原則旧税率（5.0%）が適用されます。ただし、毎月、支払いの際は、2014年4月以降の再リース料にかかる消費税率は新税率（8.0%）が適用されます。

3. 割賦販売契約および延払売買取約、売買取約は、物件の引渡時点の消費税率が適用されます。また、リース・延払売買取約等の保守料代理回収等につきましては、別途ご案内いたします。

以上

〈お問い合わせ窓口〉

みちのくリース(株)本店営業部 Tel : 017-776-2355 土日祝日を除く。9:00~17:00